

中央大学公的研究費の使用等に関する基本方針実施細目

この「中央大学公的研究費の使用等に関する基本方針実施細目」（以下「実施細目」という。）は、「中央大学における公的研究費の適正な使用及び公的研究費に係る通報に関する規程」（以下「公的研究費適正使用規程」という。）の第4条第4項の定めに基づき、「中央大学公的研究費の使用等に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を実現するために必要な事項を定めたものである。

1. 中央大学内の責任体系の明確化

①コンプライアンス推進副責任者の指名について

- (1) コンプライアンス推進責任者はその職責を果たすにあたり、必要に応じて、コンプライアンス推進副責任者を本学専任教員・専任職員・最高管理責任者が指定した者から指名することができる。
- (2) コンプライアンス推進責任者が指名するコンプライアンス推進副責任者の人数に制限を設けない。
- (3) コンプライアンス推進責任者はコンプライアンス推進副責任者の任期を定める。ただし、当該コンプライアンス推進責任者の任期の末日を越えてはならない。
- (4) コンプライアンス推進副責任者は再指名を妨げない。
- (5) コンプライアンス推進責任者は、任期中のコンプライアンス推進副責任者の指名を解くことができる。
- (6) コンプライアンス推進副責任者の指名・解任にあたり、最高管理責任者の同意を得ること。

2. 適正な使用及び管理の基盤となる環境の整備

①コンプライアンス教育について

- (1) 最高管理責任者は、公的研究費の不適正な使用を事前に防止するために、公的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを関係者に周知するためにコンプライアンス教育を行う。
- (2) コンプライアンス教育を実施するにあたっては、不正防止対策の理解や意識を高める内容として、本学への影響、運用ルール・手続・告発等の制度などの関係者が遵守すべき事項、不正が発覚した場合の懲戒処分・自らの弁償責任、配分機関における申請等資格の制限、研究費の返還等の措置、本学における不正対策等について説明を行う。
- (3) 最高管理責任者は、関係者の意識向上を目的とした次の内容に関する冊子（電子化されたものを含む）を必要に応じて関係者に配付する。
 - ・研究費制度、研究費の適正使用、研究費の執行
- (4) コンプライアンス教育を実施するにあたっては、全ての関係者に受講を求め、受講者の受講状況及び理解度について把握する。
- (5) コンプライアンス教育の内容は、責任者、研究者、事務職員などの職域や常勤、非

常勤の雇用形態等の権限や責任・職務に応じて適切に実施し、その内容を定期的に見直し、更新した内容を周知徹底する。

②関係者からの誓約書の提出について

- (1) 関係者は、原則毎年度、以下の事項に関する誓約書（研究者：公的研究費の執行に関する誓約書・事務職員：公的研究費の事務処理に関する誓約書）の提出を行うこと。
 - ・コンプライアンスに関する教材を通読すること
 - ・本学の規則等を遵守すること
 - ・本学の内部監査室・会計監査人による監査等に協力すること
 - ・不正を行わないこと
 - ・規則等に違反して、不正を行った場合には、機関や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること
- (2) 誓約書は、コンプライアンス教育の受講時、雇用開始時、競争的資金等の公募時等に提出を行うこと。

③公的研究費の不適正な使用の通報等を受ける窓口について

- (1) 最高管理責任者は、公的研究費の不適正な使用の通報等を受ける窓口（以下「通報窓口」という。）の利用方法（連絡先、方法、告発者の保護を含む手続等）について、冊子・ホームページ等で積極的に公表し、周知を図る。
- (2) 最高管理責任者は、告発者保護の観点から、第三者機関等に通報窓口を設置する。

④通報等を受けた場合の予備調査及び本調査について

- (1) 統括管理責任者は、公的研究費適正使用規程第15条に定める予備調査を命じるにあたり、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も通報と同様の扱いとすること。
- (2) 予備調査委員会は通報等の受付から30日以内に、公的研究費適正使用規程第16条から18条に基づき、予備調査を行い、予備調査の結果を、最高管理責任者及び統括管理責任者に報告しなければならない。
- (3) 最高管理責任者は、予備調査の結果、公的研究費の不適正な使用の疑いを認めた場合、公的研究費適正使用規程第18条に基づき、統括管理責任者に本調査を開始することを命じるとともに、通報等の受付から30日以内に、当該調査の要否を配分機関に報告する。また、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議する。
- (4) 調査委員会は、公的研究費適正使用規程第19条から第22条に定める本調査を実施するにあたっては、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査すること。
- (5) 調査委員会には、本学外の有識者を加える。この場合、当該有識者は、本学及び通報者、被通報者と直接の利害関係を有しない者とする。
- (6) 最高管理責任者は、本調査を開始するにあたり、必要に応じて、調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる。
- (7) 調査委員会は、公的研究費適正使用規程第22条に定める報告書において、報告内容

に不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定したことを含めること。

- (8) 最高管理責任者は、通報等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。また、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。
- (9) 予備調査委員会及び調査委員会は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、認定後、当該不正の事実について、最高管理責任者に速やかに報告すること。最高管理責任者は当該報告を速やかに配分機関へ報告する。
- (10) 最高管理責任者は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出し、また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。
- (11) 最高管理責任者は、公的研究費適正使用規程第24条に基づき当該事実の公表を行う際には、少なくとも不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属などを非公表とすることができる。

3. 不適正な使用を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

①不正防止計画の策定・実施について

- (1) 公的研究費適正使用推進委員会は、不正防止計画の策定にあたって、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理・評価し、要因に対応する具体的な不正防止計画を策定すること。
- (2) 不正防止計画の策定に当たっては、経理的な側面のみならず、ルール違反防止のためのシステムや業務の有効性、効率性といった側面についても検討すること。
- (3) 不正防止計画は、優先的に取り組むべき事項を中心に、明確なものとするとともに、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に見直しを行うこと。
- (4) 公的研究費適正使用推進委員会は、不正防止計画の実施状況を公的研究費適正使用規程第11条に基づき点検を行うこと。また、公的研究費適正使用規程第10条に定める啓発活動として、コンプライアンス教育を通じ関係者へ不正防止計画の実施状況・点検結果等を周知し、その責務の重要性を認識させ、意識の向上を図ること。

4. 研究費の適正な使用及び管理活動

①取引関係のある者からの誓約書の提出について

- (1) 最高管理責任者は、一定の取引実績（回数、金額等）や大学におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で、取引関係のある者（以下「取引先業者」という。）に、毎年度、別紙の誓約書の提出を求める。
- (2) 誓約書の提出を求めるにあたり、本学の公的研究費のルール・不正な取引に関与し

た取引先業者への取引停止等の処分方針等を周知する。

- (3) 不正な取引に関与した取引先業者への取引停止等の処分方針については、中央大学固定資産・物品調達規程第7条を準用するものとする。

5. モニタリング及び監査

①モニタリング体制の構築について

- (1) 最高管理責任者は、大学全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備する。
- (2) 最高管理責任者は、不正対策としてモニタリング等を行っていることをコンプライアンス教育において周知し、不正を事前に防止するための取組の一つとして活用する。

②監査について

最高管理責任者は、内部監査室による監査結果について報告を受け、当該結果については、公的研究費適正使用推進委員会での報告をもって、コンプライアンス推進責任者に周知する。

また、必要に応じて、監査結果を、コンプライアンス教育の一環として、関係者に周知を図り、類似事例の再発防止を徹底する。

6. 情報発信・共有化の推進

①情報発信・共有化の推進について

- (1) 最高管理責任者は、公的研究費適正使用規程第7条に定める「公的研究費使用相談窓口」について、研究者が日常的な研究活動において、自らの行為がルール等に抵触するの可否かを事前に相談できる体制があることを周知するために、冊子・ホームページ等で公表する。
- (2) 公的研究費使用相談窓口は、日常の相談を通じて蓄積された事例を整理・分析し、関係者間で共有する仕組みを整備するとともに、必要に応じ、モニタリングの結果などとともに、最高管理責任者に報告すること。また、最高管理責任者は、報告を受けて、公的研究費適正使用規程・基本方針等の見直しやコンプライアンス教育の内容にフィードバックする体制を構築する。
- (3) 最高管理責任者は、本学の不正防止に対する考え方や方針を明らかにし、社会への説明責任を果たす上でも重要であることから、基本方針等の情報を内外の利用者の視点に立って、分かりやすく体系化・集約化してホームページ等に掲載し、積極的な情報発信を行う。

以上

取引に関する誓約書

当社(当法人)は、中央大学との公的研究費による物品調達等の取引（受託業務・修繕・保守等を含む）において、以下のことを誓約いたします。

1. 「公的研究費による物品調達等のルール【取引先様向け】」を遵守し、不正に関与しないこと
2. 学校法人中央大学の内部監査室・会計監査人による監査・中央大学公的研究費適正使用推進委員会による点検・調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
3. 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
4. 本学関係者から不正な行為の依頼等があった場合には、公的研究費にかかる通報窓口へ速やかに通報すること

20 年 月 日

中央大学公的研究費最高管理責任者 殿

所在地

法人名

代表者

印